１　沿　革

○　**秋田運輸支局の設置及び東北運輸局への移管**（平成１４年７月１日）

平成１４年５月３１日法律第５４号で国土交通省設置法の一部を改正する法律が公布され、従来の秋田陸運支局と秋田海運支局が統合され、平成１４年７月１日秋田運輸支局（旧陸運支局は本庁舎、旧海運支局は土崎港庁舎として）が発足した。

また、平成１４年６月７日政令第200号で国土交通省組織令の一部を改正する政令が公布され、平成１４年７月１日新潟運輸局から東北運輸局へ移管された。

○　**自動車の検査業務が独立行政法人に移行**（平成１４年７月１日）

平成１１年４月法律第218号で自動車検査独立行政法人法が公布され、平成１３年９月関係政令の整備を経て、検査場における自動車の検査業務が自動車検査独立法人東北検査部秋田事務所に移管された。

○　**庁舎の統合**（平成１８年３月６日）

土崎港庁舎を廃止して本庁舎に統合した。

旧　秋田陸運支局

○　**自動車事務所の設置**（昭和２２年３月２５日）

昭和２１年９月法律第３２号で臨時物資需給調整法が公布されたことによって、従来の自動車その他陸運関係資材の配給系統が改正され、翌２２年３月運輸省告示第７０号をもって各都道府県に鉄道局の地方機関として自動車事務所が設置されて、民間自動車及び車両整備工場に対する石油製品並びに指定生産資材の割当官署として発足した。

○　**道路運送監理事務所の設置**（昭和２３年１月１日）

その後道路運送に関する公共の福祉を確保するために昭和２２年１２月法律第191号で道路運送法が公布され、翌２３年１月同法施行によって自動車事務所を廃止し、運輸省直轄の地方機関として各都道府県に道路運送監理事務所が設置されて、自動車事務所の所掌した事項と道路運送法及び関連法律の施行に基づく自動車運送事業、自家用自動車の使用に関する行政事務と自動車の登録及び検査を所掌した。

○　**陸運局分室の設置**（昭和２４年８月１日）

昭和２４年５月法律第157号により運輸省設置法が制定され、それとともに全国９カ所に設置されていた特定道路運送監理事務所は廃止、それぞれ陸運局として発足した。（即ち、新潟、長野、山形、秋田の４県を直轄地域とする新潟陸運局が誕生した。）これに伴う所管事項は従来、特定道路運送監理事務所の行政事務と日本国有鉄道法の施行により鉄道局の所管していた地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道、通運及び倉庫、並びに観光行政事務をあわせて行うことになり、その機構は４部１２課をもって構成され、運輸行政の一元化に基づくその確立をみた。

なお、特定以外の道路運送監理事務所は陸運局の下部組織として行政事務を所掌していたが昭和２４年７月３１日をもって廃止され、翌８月１日から運輸省設置法に基づく運輸省令第２４号陸運局分室組織規定によってそれぞれ所定の地名を冠し陸運局分室となった。

○　**陸運事務所の設置**（昭和２４年１１月１日）

その後同年１１月１日地方自治の強化とドッジ政策のために地方自治法の一部改正に伴い、運輸大臣権限の一部を都道府県知事に委任する省令第６８号により、道路運送法指定生産資材割当規則、石油製品配給規則並びに指定物資輸送証明規則に基づく運輸大臣権限の一部を知事に委任することとなり、陸運局分室が廃止され、各都道府県にそれぞれ陸運事務所が設置された。

○　**陸運支局の設置**（昭和６０年４月１日）

昭和５９年８月１０日法律第６７号で道路運送法等の一部を改正する法律が公布され、陸運関係事務に係る運輸大臣の権限を都道府県知事に委任する制度が廃止され、これらの権限については、運輸省の地方支分部局の長に委任されることになったことから、運輸大臣は所掌事務の一部を分掌させるため、これまでの陸運事務所を運輸省の地方支分部局として、各都道府県を管轄区域とする陸運支局（北海道は７支局）を設置することとなり、昭和６０年４月１日秋田陸運支局が発足した。

なお、従来の各都道府県に設置されていた陸運事務所は昭和６０年３月３１日をもって廃止した。

○　**国土交通省の設置**（平成１３年１月６日）

平成１１年７月１６日法律第100号で国土交通省設置法が公布され、従来の運輸省、建設省、国土庁及び北海道開発庁が再編され国土交通省として発足した。

なお、地方運輸局及び陸運支局等の組織は従来どおりである。

旧　秋田海運支局

○　**船川支局の設置**（昭和１８年１１月）

昭和１８年１１月官制改正により、運輸通信省が設置されるとともに塩釜海運局が新設され東北６県を管轄、下部組織として船川支局が設置された。

○　**船川海運管理部及び土崎出張所の設置**（昭和２０年５月）

昭和２０年５月官制改正により、運輸通信省が運輸省が改められ塩釜海運局は東北海運局に改称。同年６月船川海運管理部及び 同 土崎出張所が設置された。

○　**船川支局及び 同 土崎出張所の設置**（昭和２０年１０月）

船川海運管理部が廃止され、船川支局及び 同 土崎出張所が設置された。

○　**土崎出張所の廃止**（昭和２１年２月）

船川支局土崎出張所が廃止された。

○　**土崎出張所の再設置**（昭和２２年１１月）

船川支局土崎出張所が再設置された。

○　**船川支局秋田出張所に改称**（昭和２６年６月）

船川支局土崎出張所が船川支局秋田出張所に改称された。

○　**秋田支局と 同 船川分室の設置**（昭和４４年４月）

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局と 同 船川分室が設置された。

○　**船川分室の廃止**（昭和４５年３月）

支局等組織規程の一部改正により、秋田支局船川分室が廃止された。

○　**新潟運輸局管轄への移管及び秋田海運支局に改称**（昭和５９年７月）

運輸省設置法の一部改正により、海運局と陸運局が統合され運輸局が設置されるとともに東北運輸局から新潟運輸局へ移管され、秋田海運支局に改称された。